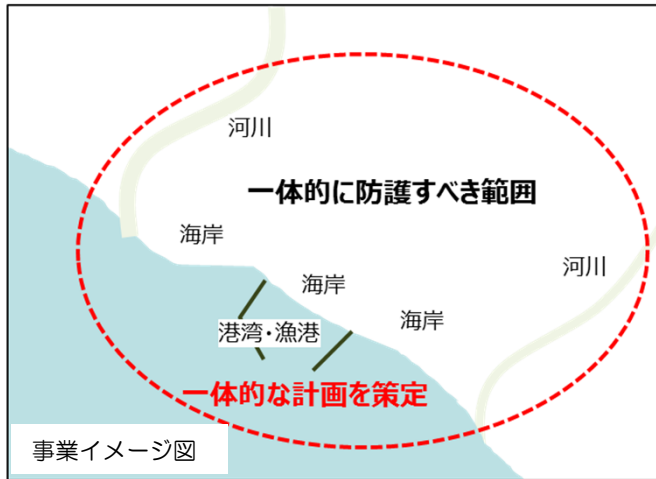


海岸保全施設整備連携事業

事業目的

大規模地震や高潮の発生危険性が高く重要な背後地を抱え、河川改修や港湾整備等の異なる事業との計画的な連携が必要な個所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的・集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図ります。



【事業内容】

南海トラフ地震等の大規模地震の発生リスクが高い地域、または、ゼロメートル地帯等で高潮により大きな被害が発生するおそれの高い地域において、近接する河川事業や港湾事業等と連携して背後地を守る事業。

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

【主な事業の対象】

- (1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。
 - ア 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある地域
 - イ 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害の恐れがある地域
- (2) 事業実施箇所が高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域に指定されていること。
- (3) 事業間連携計画、海岸保全施設整備連携事業計画（以下、事業計画という。）が策定されていること。
- (4) 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。
 - 北海道、離島、沖縄、奄美：5千万円以上
 - 内地：1億円以上

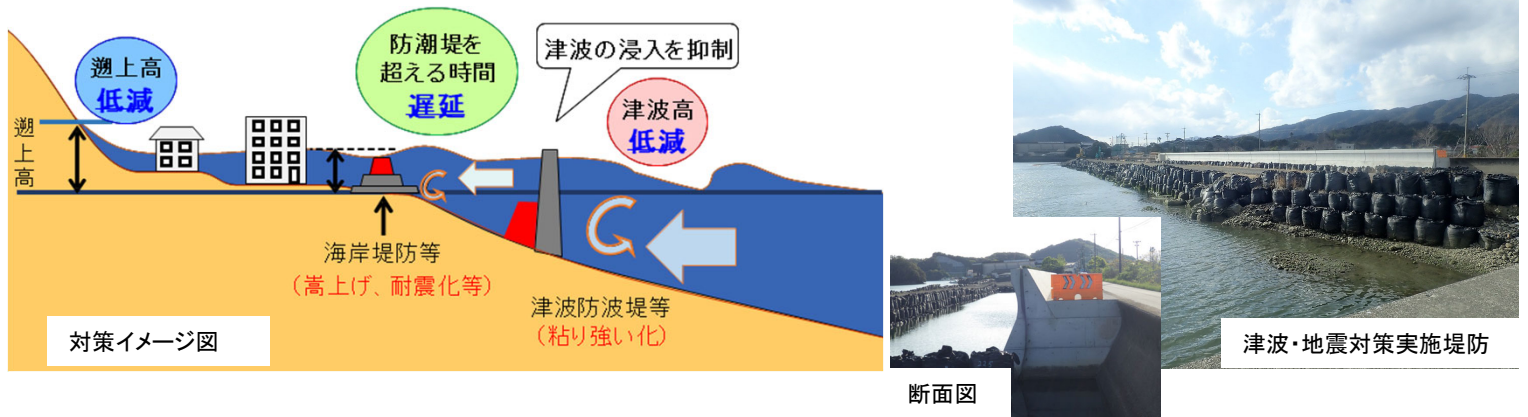
【補助率】

1/2（都府県）、11/20（北海道、離島）、2/3（奄美）、9/10（沖縄）

津波対策緊急事業

事業目的

津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱え、津波避難に資するソフト対策に取り組む箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波対策を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ります。



【事業内容】

警戒避難体制の整備等のソフト対策と併せて行われる避難に資するハード対策（海岸堤防等の高上げや耐震化、粘り強い化等）について、計画的かつ集中的に実施する事業。

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

【主な事業の対象】

- (1) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚大な浸水被害のおそれがあり、かつ、一連の防護区域（海水の侵入により浸水する恐れがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。
- (2) 1 km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上の海岸であること。
- (3) 津波対策緊急事業計画（以下、事業計画という。）が作成されていること。
- (4) 事業計画に位置付ける総事業費が4億円以上であること。
- (5) 以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であること。
 - ア 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。
 - イ 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域が指定されていること。

【補助率】

1/2（都府県）、1 1/20（北海道、離島）、2/3（奄美）、9/10（沖縄）

海岸メンテナンス事業

事業目的

戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む。）または施設機能の向上を図る整備を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図るとともに、現場ニーズに合った新技術等の活用による維持管理・更新等の高度化・効率化を進めます。

老朽化対策の実施例



【UAV】
■天端面（水深1.0m以浅）



【新技術等の一例】

【ナローマルチビーム】
■法面（水深1.0m以深）



【事業内容】

海岸堤防等の点検結果を踏まえ策定される長寿命化計画に基づき実施される老朽化対策（これに伴う改良や更新も含む）に対し、新技術を活用することでコスト削減を図るとともに計画的かつ集中的な実施を推進するための事業。

【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

【主な事業の対象】

- (1)長寿命化計画の策定又は変更の場合は以下のア及びイの全ての要件を満たすものとする。
 - ア 気候変動の進行に応じた修繕計画が記載されるものであること。
 - イ 水門、陸閘等の統廃合又は新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト削減効果が記載されるものであること。
- (2)老朽化対策等を実施する場合は以下のアからオまでの全ての要件を満たすものとする。
 - ア 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。
 - イ 維持管理費用の見通し、コスト削減内容および新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。
 - ウ 老朽化等により機能が確保されていないまたは機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。
 - エ 海岸メンテナンス事業計画（以下、事業計画という。）が策定されており、地方農政局長の同意を受けていること。
 - オ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。
 - （ア）都道府県が行うもの 5千万円以上
 - （イ）市町村が行うもの 2千5百万円以上

【補助率】

1/2（都府県）、1 1/20（北海道、離島）、2/3（奄美）、9/10（沖縄）